平成２１年（フ）第１２号
岩手県花巻市末広町５番11号　ベルディ末広405号、旧住所岩手県花巻市東宮野目第13地割112番地　本館病院
債務者　菊池　芳孝
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２号
岩手県花巻市円万寺字法船139番地
債務者　畠山ユワ子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１５７３号
埼玉県北本市西高尾２丁目140番地１　ローヤルシティ北本202
債務者　小泉　初恵
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９７号
埼玉県川口市安行出羽５丁目14番２号　出羽コーポ中山Ｂ―201
債務者　黒川　博之
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０７号
さいたま市中央区上峰４丁目５番15―302号
債務者　山口　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０８号
さいたま市中央区上峰４丁目５番15―302号
債務者　山口　野里
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２１号
埼玉県北足立郡伊奈町栄１丁目66番地２
債務者　澁谷　博樹
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３１号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地６―308
債務者　深野　益司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９３号
埼玉県川口市戸塚２丁目７番16号　ロイヤルヒルズ401、申立時の住所埼玉県川口市東川口４丁目４番29―504号　アーバンキャッスル東川口
債務者　下谷　雄一
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１２号
さいたま市見沼区東大宮６丁目35番地９　シャレー東大宮105号
債務者　浅見　　孝
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２０号
埼玉県朝霞市三原５丁目15番45―102号
債務者　佐藤あけみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４２号
埼玉県朝霞市本町２丁目25番27号　エルヴィーナ朝霞303
債務者　山下　達也
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５８号
埼玉県川口市大字芝2807番地の17　グリーンコーポＡ205号
債務者　右田　孝彦
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８３号
埼玉県鴻巣市滝馬室1093番地
債務者　太田美八子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０３号
埼玉県久喜市本町６丁目11番13号　ドリームハイツＳＡＩＴＯＵ202号
債務者　丸山　賢次
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６２２号
長崎県長崎市京泊２丁目２番５―304号
債務者　川口千加子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
長崎県長崎市小菅町20番５号　森崎ハイツ202、旧住所長崎県長崎市小ヶ倉町３丁目469番地２　池田アパート２Ｆ
債務者　岩崎　大悟
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係